

砺波市立鷹栖小学校 いじめ防止基本方針

砺波市立鷹栖小学校

はじめに

いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。

すべての子供たちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくことが求められる。

「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえて、全校体制でいじめの未然防止と早期解消に取り組むとともに、子供たちの絆づくりや居場所づくりに努めるために基本方針を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・ いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。
- ・ いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうる。
- ・ 誰もが被害者にも加害者にもなりうる。
- ・ 子供は、いじめを行ってはならない。
- ・ 大人は、いじめを起こさせない。いじめられている子供を守らねばならない。
- ・ すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

3 いじめへの対応

（1）いじめの未然防止

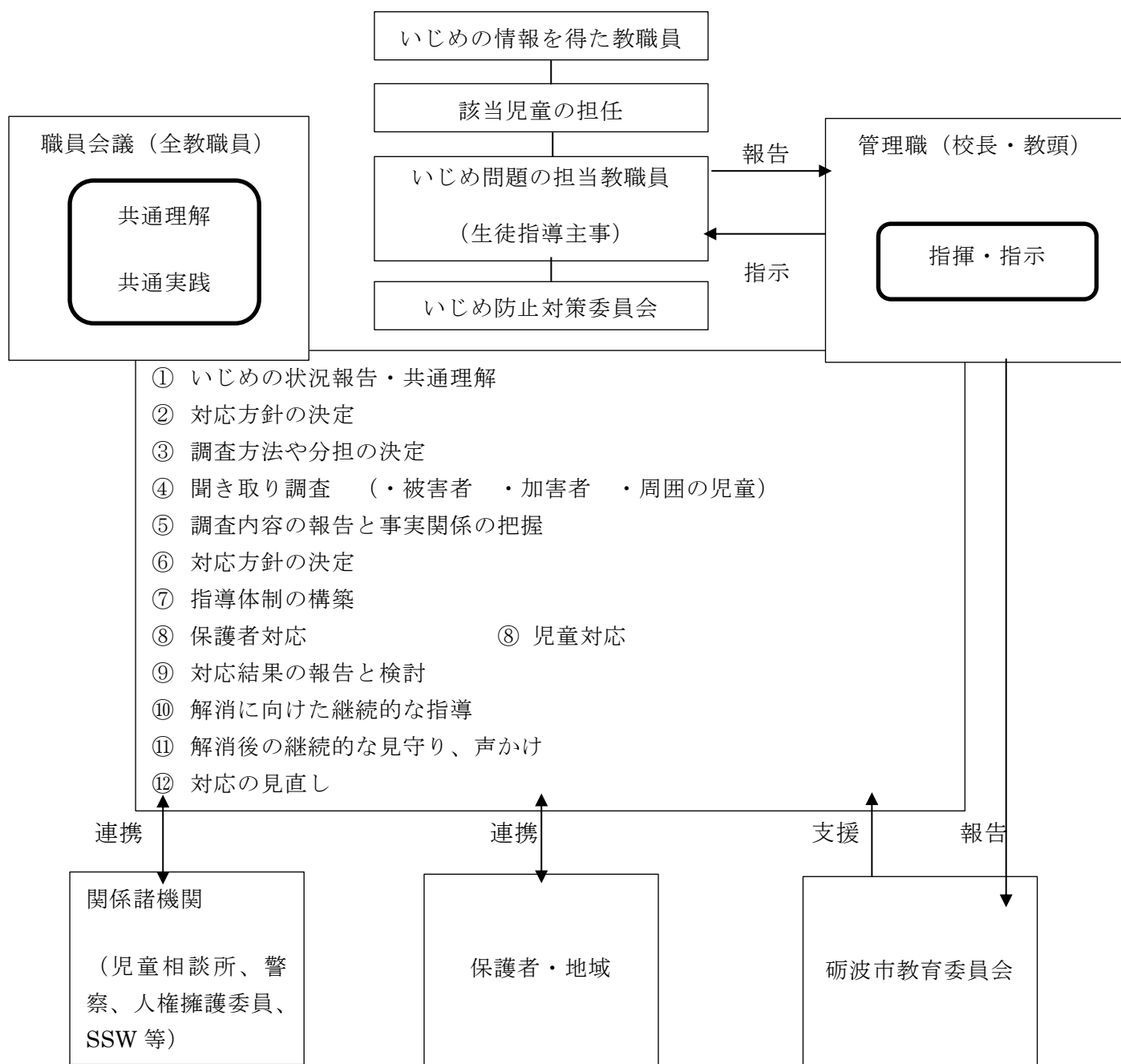
- ・ 法や国・県・市の基本方針の共通理解や、校内研修を通して教職員の人権感覚を高める。
- ・ 校内生徒指導委員会を基本とした「いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、支援職員等を加える。

- ・全教育活動を通した指導に努め、道徳教育及び体験活動、いのちの教育、人権教育、他を思いやる心を育てる。また、多面的な児童理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。
- ・各教科の指導においては、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの違いやよさを認め合うことができるような指導を心がける。
- ・ネットモラル教育の充実を図る。
- ・いじめ問題に主体的に関わろうとする意識を育てる。

（２）いじめの早期発見

- ・チェックリスト（「いじめの防止と解消のために」富山県教育委員会）を活用するなど、小さなサインを見逃さないよう日常的な児童理解に努める。
- ・教育相談やアンケート調査（６月、１１月）を行う。把握した課題を「対策委員会」等で共通理解し、チームサポートを早期に開始できるようにする。
- ・スクールカウンセラー、心の相談室の活用等により、子供の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

(3) いじめへの早期対応マニュアル



(4) いじめ解消状態の判断

- ・いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月間)
- ・被害児童がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、被害・加害児童生徒や周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、前向きな活動に踏み出せるよう働きかける。

(5) 再発防止

- ・いじめが解消したと思われる場合でも、チェックリストを活用しながら、十分に注意して継続的な観察や指導を行う。
- ・問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り、再発防止に努める。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

管理職（校長、教頭）、校内の全教員。必要に応じて、心理や福祉の専門家（SCやSSW）支援スタッフ等を加える。

(2) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
- ・児童アンケート、保護者アンケートの結果の検討。
- ・教職員の共通理解と意識啓発。（いじめに関する校内研修の企画立案）
- ・いじめ事案への対応、相談窓口。
- ・学校いじめ防止基本方針、年間計画等の見直し。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより、在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより、在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

(3) 対応

- ① 重大事態が発生した場合には、砺波市教育委員会と連携して対応するものとする。また、通常の実策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置し、教育委員会の適切な指導及び支援のもと、調査や対応にあたる。
- ② 「被害児童を絶対に守る」ことを第一に対応する。
- ③ 警察や教育支援センター等、関係機関と連携する。

(4) 調査

- ① 質問票等、他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。

- ② 関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ③ 上記の調査を行った場合は、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等の情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断する。

(5) その他

市教育委員会の附属機関が、上記（４）の調査結果について調査を行う場合は、関係者の個人情報の保護と学校の正常な教育活動の維持に留意しながら協力する。

6 家庭や地域、関係機関等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- ・保護者懇談会等の機会を利用し、家庭と学校とが同じ考えで子育てやいじめ問題に向かうことができるように共通理解を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、保護者に対して必要な啓発活動を行う。
- ・小中連絡会等で、家庭の実態把握や内面理解に努め、進学後に問題が生じないように指導や支援の充実に努める。

7 年間計画

月	いじめ防止に向けた取り組み
4 月	・学校いじめ防止基本方針の確認 ・相談の実施
5 月	・いじめアンケート調査①（児童、保護者） ・Q-U調査①
6 月	・教育相談週間 ・いじめ防止対策委員会①（アンケート結果検討）
7 月	・保護者との懇談会
10 月	・Q-U調査②
11 月	・いじめアンケート調査②（児童、保護者） ・教育相談週間 ・いじめ防止対策委員会②（アンケート結果検討）
12 月	・保護者との懇談会
2 月	・いじめ防止対策委員会③